

オンラインでマイクロチップ情報を登録しましょう

動物愛護管理法により、販売される犬や猫へのマイクロチップの装着・登録が義務付けられています。

犬や猫の飼い主の方

ペットとして犬や猫を飼っている方

動物取扱業関連の方

第一種・第二種動物取扱業の方

手続きはこちら →

<https://reg.mc.env.go.jp/>



現在の登録頭数
犬 232,539頭 猫 94,118頭

こんな時に手続きが必要です

マイクロチップを
装着した



住所や連絡先が
変わった



犬や猫を
購入・譲り受けた



犬や猫が
亡くなった



ご自身のパソコンやスマートフォンを使用し、オンラインでマイクロチップ情報を登録できます。



マイクロチップは外れることのない「小さな名札」です

マイクロチップの装着は動物病院等で獣医師又は、獣医師の指示のもと愛玩動物看護師が行います。一度装着すると首輪や名札のように外れ落ちる心配はありません。マイクロチップの識別番号をもとにデータベースに飼い主の情報と犬や猫の情報を登録することができます。



迷子や災害など「もしも」の ときの備えになります

犬や猫が迷子になったり、地震等の災害や事故等で離ればなれになったりしても、飼い主のもとへ戻る確率が高まります。保護されたとき、マイクロチップを専用リーダーで読み取ることで、データベースから飼い主の情報がわかります。



人と動物の「豊かな共生社会」を目指して

マイクロチップを装着・登録することは、大切な動物たちを守ることに繋がります。捨てられたり、保護されても飼い主がわからない不幸な動物たちを減らし、人と動物が共に暮らしやすい社会を目指していきましょう。

お問合せ

公益社団法人日本獣医師会
電話 03-6384-5320